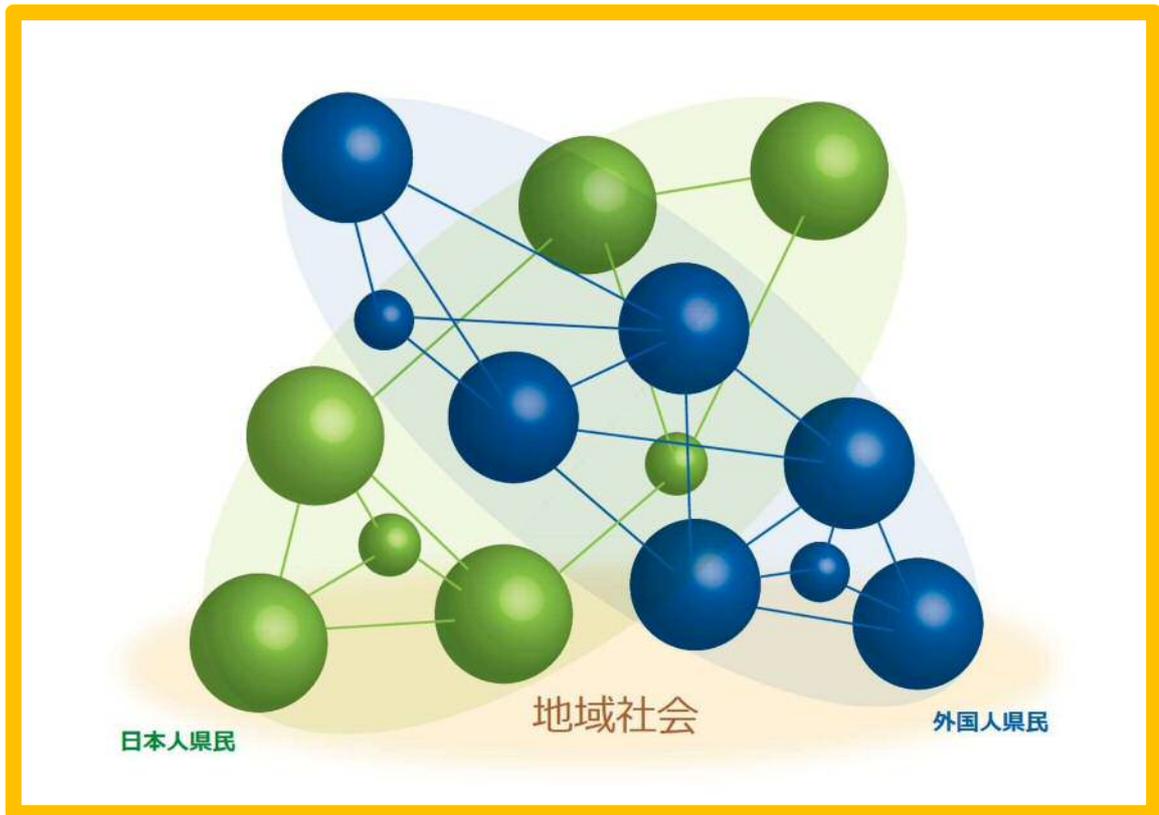




## <互いに支え合う共生関係のイメージ>



このイメージ図は、外国人県民同士が関わり合いを持って支え合い、日本人県民とも支え合っている地域社会をイメージしたものだ。

## (2) 互いに支え合う共生関係づくり

「共生」とは、元々、生物学の用語で、複数の生物が相互関係を持ちながら同所的に生活している現象のことであり、共生関係にある生物は、様々な種に影響を受けて共進化していくとされています。

これは、人間においても同様であり、様々なちがいのある人々が、相互関係を持ちながら、支え合ったり、刺激し合ったりする中で、個人としても成長し、社会全体としても豊かさや活力が生まれていきます。

外国人県民の中には、日本語を習得することが得意な人もいれば、日本語習得は苦手でも他の分野が得意な人もおり、外国人コミュニティの中で助け合うことができます。また、世代間の助け合いにより、持続可能なコミュ

ニティを形成することができます。

外国人県民と日本人県民の関係においては、比較的若い世代が多い外国人県民は、介護などの面において、日本人県民を助ける側になる一方で、彼ら自身にとってもそれが雇用の確保につながります。

高齢化などにより衰退している地域においては、外国人県民が担い手となることによって地域の活性化に寄与するとともに、地域コミュニティに溶け込むことができ、日本社会に活躍の場を得ることができます。

このように、相互関係に着目することにより、互いに支え合う共生関係をつくることができます。そのための推進施策を以下に示します。



## 外国人県民同士の関わり

### (外国人県民同士で教え合える場づくり)

○ 新たに来日してきた外国人は、日本人の考え方や文化がわからず、状況を理解できずに日本人と衝突してしまう場合があります。しかし、長年日本に暮らしている外国人県民は、新しく来日してきた外国人県民に対し、自分が困った経験や解決策、日本のルールや日本語のフレーズなどを教えることが可能です。

一方、新たに来日した外国人県民は、長年日本に暮らしている、または、日本で生まれた外国人県民に対し、母語や母国の文化を伝えることが可能です。

こうしたマッチングが行われることにより、外国人コミュニティ内が有機的につながり、孤立しない環境が生まれるとともに、人材も育成されていきます。

そこで、県職員が外国人コミュニティに向き、情報提供や意見交換などを行う中で、外国人県民同士で教え合える場づくりを働きかけていきます。【134】

### (アイデンティティ確立の場づくり)

○ 日本社会で活躍しているニューカマーの第二世代やオールドカマーの若い世代が外国人コミュニティの中でロールモデルとなり、体験談などを次世代の子どもたちに話すことは、キャリア教育の面でも、アイデンティティの確立の面でも重要です。また、彼らにとってはアイデンティティの再確認につながるとともに、こうした活動を通じて彼らがコミュニティを支える新たな人材ともなりうることから、情報交換や意見交換を行う中で、こうした場づくりを働きかけていきます。

【134】

### (世代間での交流や助け合いの場づくり)

○ 外国人県民にとって異国である日本での子育ては大変なことであり、戸惑うことが多いと考えられますが、子育てを終えた外国人県民が、これまでの経験を元に子育て世代に対してアドバイスなどを行うことができます。

また、高校や大学に進学した世代が小中学校に通う子どもたちの学習支援を行うことも可能であり、さらには、高齢者と子どもたちとの世代間交流によって、高齢者は生きがいを感じることができ、子どもたちは母国の文化などを知ることができます。

こうした世代間での交流や助け合いが、持続可能で有機的なつながりのあるコミュニティの形成や人材育成につながることから、情報提供や意見交換を行います。また、セミナーなどで先進事例の紹介などを行うことにより、世代間での交流や助け合いの場づくりを働きかけるとともに、防災や祭りなどの地域活動の担い手も育成していきます。さらに、こうした場づくりを行うことのできる施設の紹介なども行っていきます。【134】



ブラジリアンコミュニティ通訳者サポートの会  
※ブラジル人を中心にしたコミュニティ通訳者の団体。日本語を習得できていない同国籍の外国人県民をサポートするのが目的で結成された。



## 外国人県民と日本人県民の関わり

### (日本人の高齢者やホームレスなどに対する支援の推進)

- 日本社会の高齢化の進展に伴い、今後ますます介護需要が高まる中、2016年の入管法改正によって、在留資格に「介護」が創設されたり、技能実習制度に「介護」が追加されるなど、外国人介護人材への期待が高まっています。

本県においても、2025(平成37)年には、75歳以上の後期高齢者が100万人を突破<sup>[19]</sup>し、要介護高齢者の増大が見込まれています。雇用の確保という面からも、外国人県民が介護現場で働けるよう支援していきます。【102】

- 本県には、ホームレスに対する支援を行っている外国人グループがあります。こうした支援によって、生活困窮者が救われるとともに、支援する側も日本社会での生活に生きがいを感じ、活動を通して日本の文化や言葉を覚えるきっかけとなり得ます。

そこで、日本人の理解促進及び活動の継続を図るため、こうした活動を行っている外国人グループを紹介します。また、外国人による地域活動を、高齢者やホームレスだけでなく、障害者や子どもに対する支援にまで広がります。またこうした、日本社会の課題解決につなげるために、外国人県民の力をどう生かしていくかを外国人県民を交えて検討していきます。【135・136】

### (災害時における支援の推進)

- 2011年3月の東日本大震災では多くの外国人ボランティアが駆けつけ、2016年4月の熊本地震では、外国人自身も被災者であり

ながら、日ごろ支えてくれる地域住民のために避難所で炊き出し支援などを行いました。

このように、災害時には外国人は必ずしも災害弱者ではなく、支援する側にもなり得ることから、NPOなどと連携しながら平時における外国人県民への防災教育を実施するとともに、通訳ボランティアとして育成する仕組みを整えていきます。【113・123】

- 日本赤十字社愛知県支部では、外国人県民が地域における支援者として活躍できるよう、活動の場の提供やボランティア養成に取り組んでいることから、日本赤十字社愛知県支部と連携を図り、災害時に支援する側になる外国人県民を増やしていきます。【137】

### (日本人県民のボランティア活動の推進)

- 多文化共生を推進する上では、日本語教室を始め、日本人県民がボランティアとして外国人県民を支えている場合が多く見受けられます。こうした場は外国人県民にとって有益であるだけでなく、日本人のボランティアにとっても、活動による充実感が得られ、外国人県民の文化的背景や考え方などを理解したり、交流を深めることができるなど、得るものが大きいと考えられます。

こうした活動にできるだけ多くの日本人県民が関われるよう、ボランティアの養成や情報提供に努め、日本人県民のボランティア活動を推進していきます。【45・113・138】



日本赤十字社の救急法指導員検定に合格した外国人指導員(写真提供:日本赤十字社愛知県支部)



## 外国人県民と地域社会の関わり

### (外国人県民の力を生かすための地域や企業への働きかけ)

- 複数の言語や文化を持つ外国人県民は、グローバル化の時代には貴重な存在であり、様々な文化を持つ人たちがいる場での活躍や海外との仲介役が期待されます。

また、生産年齢人口の減少を補うだけでなく、地域の国際化や新しい発想から生まれる新しい文化の創造など、地域の活性化に寄与します。さらに、本国を離れて日本で暮らす外国人県民のバイタリティは、地域社会全体を支え、変える力になります。

しかし、こうした外国人県民の力を生かす場が、地域や職場にあまりないのが現状であるため、様々な機会を捉えて、外国人県民に対する理解を地域や企業に働きかけていきます。【139】

- 外国人県民の力を地域に生かす試みとして、市町の国際交流協会などと連携して、モデル的に「在住外国人観光戦略チーム」をつくり、彼ら自身が自らの住む地域の魅力を発見し、発信することにより、地域の活性化につなげます。その過程では地域の日本人との交流や日本語の習得にもつながるよう、工夫して実施していきます。【140】

### (多言語化などによる情報提供)

- 外国人県民が地域社会で活躍するためには、行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務や、地域社会のルールや慣習などを知っておく必要があるため、これらの情報を多言語で提供していきます。なお、情報提供に当たっては、ICT（情報通信技術）

の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を積極的に取り入れていきます。

特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、外国人コミュニティやエスニック・メディアなどと連携して、多様な言語で多様なメディアを活用し情報提供に努めるとともに、多言語で作成した印刷物を手に取ってもらえるような工夫もしていきます。また、民間メディアにおける多言語対応についても働きかけていきます。

【141～143】

- 多国籍化が進展する中、情報提供をすべての言語に対応して行うことには限界があることから、行政窓口における「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、一般の日本人県民への普及にも努めます。また、外国人県民に対しては、日本語教育の充実を図り、日本語による情報の理解促進に努めます。その結果、日本語が理解できるようになった外国人県民が、来日したばかりの外国人県民に対する通訳の役割を果たすことも期待できます。【83～96・117】

### (外国人県民の施策・事業の企画・運営などへの参加)

- 外国人県民が地域の担い手として活躍できる社会を実現するためには、日本人が外国人向けに施策や事業を企画するだけでなく、外国人県民が、企画・運営などに関わる仕組みや機会をつくる必要があります。

そこで、2017年4月から、本県の多文化共生施策を所管する多文化共生推進室において、ポルトガル語が堪能な職員を採用し、施策の企画・運営に携わっています。今後も引き続き、ポルトガル語が堪能な職員を配置することにより、外国にルーツを持つ県民の視点や意見を把握し、それらを反映させた施



策を行うとともに、外国人県民の企画・運営などへの参加を促進します。【144】

- 2002（平成 14）年度から、「外国人県民あいち会議」を開催していますが、ここで出された意見などについて、施策に直接反映させる仕組が十分ではありません。そこで、外国人県民あいち会議のあり方を見直し、外国人県民の意見を施策に反映させる仕組をつくるとともに、会議を公開で行うことにより、外国人県民の意見や思いを発信していきます。【145】

## 外国人県民あいち会議 2017 – 第 2 世代の私たちが伝えたい思いとは –

実施日時 2017 年 9 月 30 日（日） 14:00～16:30

場 所 あいち NPO 交流プラザ

登壇者 5 名+進行役 1 名

参加者 45 名



### 主な意見

日本で育った外国人は、日本人よりも早く大人にならなければいけない。親の代わりに銀行や市役所などで手続きを行ったり、親のために通訳をしたりするなどの経験を小学校の頃から経験している。周りの日本人が遊んでいる時に私たち第2世代はいろいろなことを心配していた。

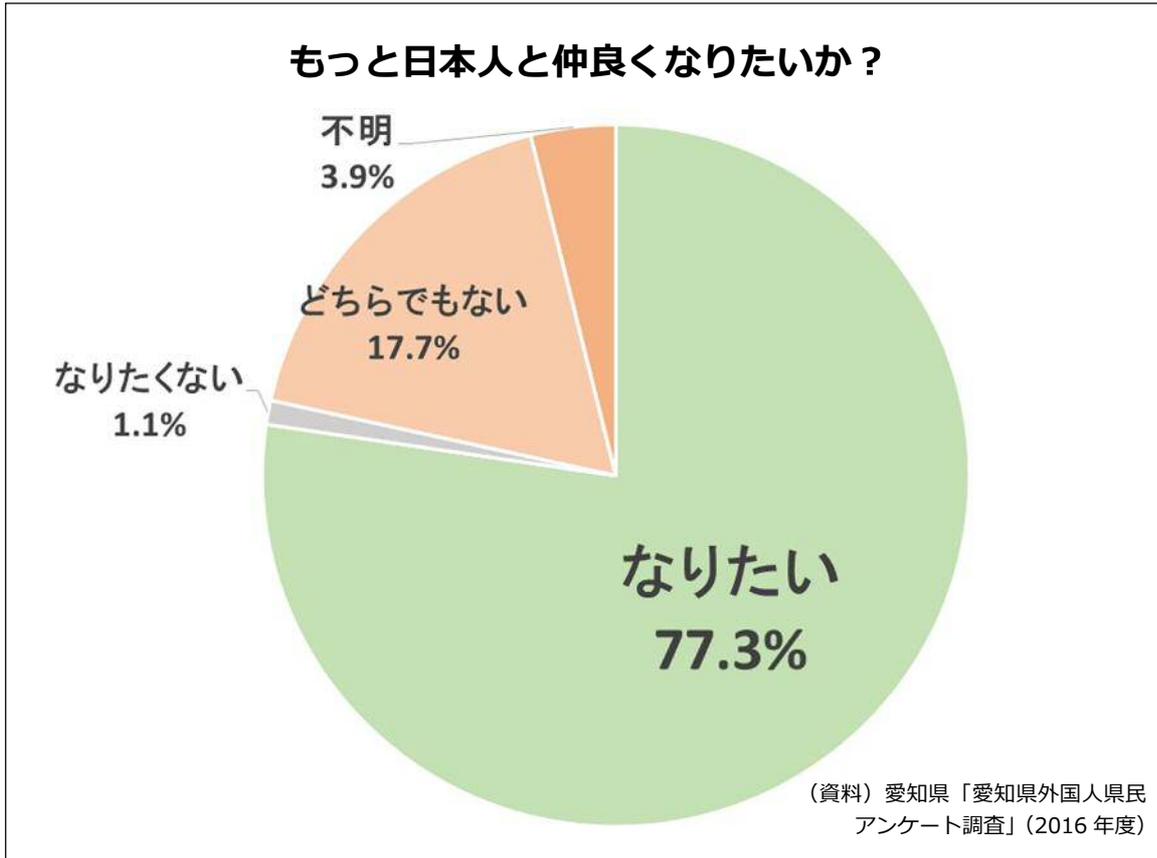
外国籍であるために日本で生きていく上で狭まる道が多くあります。進路選択だけでなく、アパートを借りる時など、様々な面で日本で生きていくのは難しいです。

日本をよくしたいからこそ日本社会の問題提起をしています。日本のことが好きだからこそ、日本の問題点を指摘しているんです。

私たちは自分のことを「日系ブラジル人」としてではなく、「地球人」「宇宙人」と思って日本で生活しています。したがって、もしかしたら、ブラジルで育った日系人とは少し異なった価値観をもっているかも知れません。

愛知県に何か提言するとしたら、「偏見を捨ててください」「子どもだけに目を向けてください」「それぞれの子どもが頑張ろうと思った時にちゃんと頑張れるような環境を保障してください」と言いたいです。





### (3) 外国人県民とともに暮らす地域への支援

本県の市町村の外国人の状況を見ると、人数や居住率において差がありますが、外国人県民のいない市町村はありません。市町村の状況によって、必要な施策が異なるところはありますが、いずれも外国人を受け入れているという点において、ちがいはありません。

また、外国人県民と最も身近に接しているのは、隣り合って暮らしている地域の日本人県民です。こうした方々と外国人県民が、国籍や文化的な背景のちがいに関わらず、共生していくことが大切です。

2016年度に行った調査では、外国人県民の77.3%が、日本人ともっと仲良くなりたいと考えており、43.4%が地域活動に参加しています。また、地域活動に参加していない理由の55.8%が「活動がいつどこであるのか知ら

ないから」となっており、少しの工夫や心がけで、地域の多文化共生が進んでいく可能性があると考えられます。

しかし、その一方で、外国人が犯罪に関係すると、その国の人すべてが悪いような見方が広まったり、特定の人種や民族に対するヘイトスピーチが行われるなど、外国人に対する無理解や偏見・差別は未だに解消されていません。

こうした点を勘案しながら、県として、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確にし、対外的にアピールしていくとともに、外国人県民とともに暮らす地域などに対して、多文化共生に向けた支援をする必要があります。そのための推進施策を以下に示します。



## 地域などへの支援

### (市町村に対する支援)

- 市町村によって、外国人の居住状況にちがいはありますが、どのような状況においても、受入れ体制を整えることは容易なことではありません。

したがって、各市町村での外国人受入れの状況や体制などを把握するとともに、市町村職員が優良事例などの新しい知識を得るとともに、市町村間のネットワークを築くきっかけになるよう、市町村研修を開催します。また、県協会では、市町国際交流協会とも定期的に会議を開催し、情報交換や意見交換を行います。

なお、市町村の現状を把握したり、必要に応じて助言などを行うため、各市町村や市町国際交流協会が開催する多文化共生に関する会議やイベントにも積極的に参加していきます。【129・146・147】

- 市町村が、多文化共生施策を効果的に進めるためには、市町村としての基本的な考え方を明確にするとともに、施策を具体的かつ体系的に掲げることが重要です。そのため、43市町村が多文化共生推進プランを策定<sup>[20]</sup>しています（2017年4月1日現在。総合計画の中に多文化共生施策を含めているものを含む。）が、すべての市町村において多文化共生推進プランを策定するよう働きかけていきます。【148】
- （一財）自治体国際化協会のJETプログラムを通じて地方公共団体に招聘できる CIR（国際交流員）は、高い日本語能力を持った外国人です。最近では、国際交流だけでなく、多文化共生の地域づくりのために CIR を活用している事例が多くなりました。外国人の

多い市町村では、通訳・翻訳のできる人材が求められていますが、CIR は、コミュニケーション支援に加えて、生活支援などの多文化共生関係の業務においても活躍できます。こうしたことから、市町村に多文化共生分野での CIR の活用を働きかけていきます。【149】

### (地域に対する支援)

- 地域の中では未だに違法駐車やゴミの分別、ペットの問題などがあり、地域で多文化共生を実現するためには、こうしたトラブルを解決する必要があります。こうしたトラブルは、習慣のちがいやルールを知らないことに起因している場合もあり、簡単な説明や多言語の資料を配布することにより、解決することも多いと考えられます。

しかし、地域の住民は異文化理解や外国人への対応に慣れているわけではないため、外国人との接し方や説明の仕方、多言語化を依頼できる国際交流協会などの窓口がわからない場合があります。

その一方で、外国人住民と日本人住民が一緒になってまちづくりを行っている事例もあるため、こうした先進事例やノウハウ、情報などをまとめ、多文化共生の地域づくりを行うためのマニュアルを自治会などに配布して理解を求めます。また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンであり、日本人住民からの相談にも乗り、外国人住民と日本人住民の間の架け橋になるような「地域多文化コーディネーター」を市町村と連携して育成していきます。【77・150】

- 地域の住民の生の声を聞き、現状を把握するため、県職員が地域へ直接出向いて、自治会や民生委員・児童委員などとの意見交換を行うとともに、外国人住民の参加も働きかけ、地域の多文化共生について日本人県民と外



国人県民と一緒に考える場とします。【151】

**(事業所に対する支援)**

○ 2016年10月末現在の「外国人雇用状況」によれば、本県で外国人を雇用している事業所は13,893か所となっており、年々、増えています。こうした事業所においては、日本語のあいまいな表現やニュアンスがうまく伝わるよう、外国人労働者が日本語や日本文化を学ぶだけでなく、日本人側も伝える努力をする必要があります。そのために、動画などのICTを活用して、コミュニケーションの方法について、外国人・日本人双方に教えている事業所があります。

また、国においては、「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために～」を作成したり、外国人労働者の雇用管理に関して相談のできる「外国人雇用管理アドバイザー」制度を設けています。こうした先進事例や相談窓口の情報を、セミナーやウェブページなどを活用して事業所に対して紹介することにより、外国人県民にも日本人県民にも働きやすい環境づくりを働きかけていきます。【152】

**(宗教・文化などの理解に対する支援)**

○ 1989年の入管法改正前、パキスタン・バングラディシュ・イランなどの国の方たちは、

日本での短期滞在ビザを免除されていました。入管法改正に伴って、この措置はなくなりましたが、この時期に来日した方たちの一部は、現在も日本で働いたり、日本人と結婚して、長期にわたって日本で暮らしています。

こうした国の出身者には、ムスリム（イスラームの生活をしている人）が多いですが、これまで、ムスリムへの配慮は、あまりされてきていませんでした。しかし、2013年7月、観光客誘致のため、ムスリムの多い東南アジア諸国の短期滞在ビザが再び緩和され、訪日客が増えたことから、ハラール食品や礼拝施設などが注目されるようになりました。

また、本県には、ムスリムだけでなく、様々な宗教を信仰する方々があり、それぞれの宗教で禁忌となる食べ物などがあります。宗教だけでなく、文化や習慣により食べられないものなどもあります。

こうした宗教や文化に対する配慮は、外国人県民と共生していく上で大切です。しかし、その一方で、過度な配慮をすることは、受け入れる側の負担が増し、関わりを避けてしまうことにつながりかねません。

そこで、地域や学校、事業所など、外国人県民と接する日本人県民に対して、適度な配慮ができるよう、様々な機会をとらえて、宗教や文化、習慣などの理解が進むように支援していきます。【153】

<愛知県に多い国籍>

国	籍	全国順位	人数	全国に占める構成比	備考
ブラジル		1位	51,171	28.3%	2位：静岡 26,565
フィリピン		1位	33,390	13.7%	2位：東京 31,315
ペルー		1位	7,571	15.9%	2位：神奈川 6,464
インドネシア		1位	5,375	12.5%	2位：東京 3,929
トルコ		1位	1,414	30.4%	2位：埼玉 1,220
ベトナム		2位	17,882	8.9%	1位：東京 28,320
ネパール		2位	5,625	8.3%	1位：東京 23,074
パキスタン		2位	1,385	10.1%	1位：埼玉 2,187

(資料) 法務省「在留外国人統計」(2016年12月末現在) ※網掛けはイスラム教徒の多い国



## 県全体の意識づくり

### (多文化共生に対する理解の促進)

- 外国人県民を地域で受け入れるためには、日本人県民に対して、外国人県民の現状や日本に住んでいる背景、多文化共生の意味(※)を正しく伝え、理解と認識を深めてもらうことが不可欠であり、県全体で受け入れていく姿勢が必要です。

そこで、日本人県民と外国人県民との相互理解を促進するための情報発信やイベント開催などを行います。

また、本県や県協会が行うものだけでなく、市町村や NPO、大学などで行われる各地のイベントや行事などを積極的に後援したり、広報に協力するなどして、県全体として、多文化共生の意識づくりに取り組んでいきます。【154～156】

- 2013 年度に本県において制定した「多文化共生月間(11月)」に合わせ、多文化共生に向けての知事メッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催など、多文化

#### ※多文化共生の意味

「多文化共生」は、「外国人支援」と同義に捉えられがちです。しかし、多文化共生推進のためには、外国人が日本社会で自立していくための支援だけでなく、日本人への啓発なども行い、地域全体で外国人も日本人もともに生きていく社会づくりを進める必要があります。また、自分たちの国の文化を尊重しながら自分たちの言葉で生きていける「多文化主義」と同義に捉えられがちですが、日本社会で自立して生活するには、ある程度日本語が必要であり、日本文化にも合わせていく必要があります。そうしたちがいははっきりと伝えていく必要があります。

共生に関する基本理念の普及・啓発を集中的に行い、県として、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確にし、対外的にアピールしていきます。

また、市町村や国際交流協会、NPO、企業、大学などに呼びかけて、多文化共生月間の周知やイベント開催について協力を求めます。

【157】

- 多文化共生の社会づくりについて、広く県民に親しんでもらうために、2013 年度に定めた「愛知県多文化共生シンボルマーク」を、市町村や NPO などの行う多文化共生に関するイベントのチラシなどに使用するよう促し、多文化共生社会の推進を県全体の取組としていきます。【158】
- 地域に職員が出向いてタウンミーティングを開催したり、学校や企業などに出かけて出前講座を行うなどして、多文化共生に対する理解を深めてもらうとともに、参加者が地域の課題に新たに気づき、自らが、どのように多文化共生の地域づくりに関わっていかれるかを考える機会を設けます。【131・159】
- 図書館は、県民にとって生涯学習の拠点になるとともに、異文化理解の場という機能があります。愛知県図書館には、「多文化サービスコーナー」があり、多言語での資料や日本語習得のための学習書などがあります。ま



**愛知県多文化共生シンボルマーク**  
多文化共生の社会づくりについて広く県民に親しんでもらうため、2013 年度に決めました。



た、多文化共生の理解促進のための蔵書も置いてありますが、より充実した内容となるよう、検討していきます。さらに、県内図書館の中には、多文化コーナーを設けているところもありますので、こうした動きを広げていきます。県協会においては、機関誌や図書コーナーで、多文化共生に関する情報や資料を提供します。【160・161】

- アートは、コミュニケーションツールの一つであり、多様な文化背景を持つ県民が、アートを介して相互のちがいを認め合い、尊重していくことが可能です。

身近なアートとして、絵本があります。母語支援を行っている団体「愛知 外国につながる子どもの母語支援プロジェクト」を中心に、現在、絵本を読み聞かせる活動が行われており、それに合わせ、映画やコンサートなども開催しています。

こうしたアートを通じた多文化共生の試みは、多文化共生に関心の薄い県民にとってもわかりやすいと考えられるため、こうした活動を促進していきます。

また、多言語対応を意識した芸術文化活動も行っています。【12・162】

- スポーツは、言葉が通じなくても参加しやすく、多くの人が交流し、国境を越えて楽しむことができるため、相互理解の促進につながります。2014 年度から、本県において、民間ボランティアによる「名古屋フットサルミニワールドカップ」が開催され、日本人や日本に住む外国人が交流しています。こうしたスポーツイベントへの参加や実施を促進するため、イベント案内や利用できる施設の紹介などを行っています。

また、文化活動や社会活動も同様に、誰もが参加しやすく、交流できることから、こうした活動の案内や利用できる施設の紹介な

ども行っていきます。【163】

### （子どもへの多文化共生教育の実施）

- 多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、子どもの成長にとって有益であるとともに、多文化共生の理解不足からくる「いじめ」の防止にもつながります。そのため、学校において、外国人児童生徒との交流活動などを行うとともに、活動事例集を作成し、普及を図ることにより、多文化共生教育を推進していきます。

また、小・中学校における多文化共生の授業モデルの開発を行い、「国際理解教育」「総合的な学習の時間」「道徳」などの授業の一環として取り入れられるよう、普及を図っていきます。【164・165】

- 小学校や児童館などに職員や学生などのボランティアが出向き、子ども向けの多文化共生理解出前講座を行います。なお、この講座は、講師が話をするだけでなく、映像や絵などを使って、日本人同士でも考え方や習慣に異なるところがある一方で、国籍が違っても同じところがあることに自ら気づくような内容にします。【166】

### （人権尊重の社会づくり）

- 差別や偏見のない地域社会づくりをめざし、県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけられるよう、人権教育・啓発を推進していきます。そのために、地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、人権に関する学習機会を増やすとともに、内容の充実を図ります。

また、ヘイトスピーチ解消の必要性について周知し、広報その他の啓発活動を実施しま



す。【167～169】

- 名古屋法務局においては、外国人の人権相談に応じるため、人権相談所や外国語人権相談ダイヤルを開設しています。また、被害者からの人権侵害の申告を受けて、速やかに救済手続を開始する、人権侵犯事件の調査救済制度があります。こうした窓口や制度を広く案内するなど、名古屋法務局と連携し、情報交換を行いながら、外国人県民の人権を守るための取組を進めています。【170】



名古屋市港図書館「多文化コーナー」

【重点施策と数値目標】

施策目標	重点施策	現状	目標	主に連携する部局・団体など	
ライフサイクルに応じた継続的な支援	1	多文化子育てサロンの設置を促進します	未設置	15 か所設置	県民生活部、健康福祉部、市町村、NPO など
	2	不就学と推計される外国人児童生徒数を減らします	2,664 人	1,800 人	県民生活部、教育委員会、市町村、NPO など
	3	高等学校に通う外国人生徒の数を増やします	1,295 人	1,500 人	県民生活部、教育委員会、NPO など
	4	地域における初期日本語教育を実施します	未実施	3 か所実施	県民生活部、有識者、NPO など
	5	介護保険や年金制度への加入促進のための情報提供を行います	未実施	年 2 回実施	県民生活部、社会福祉協議会など
	6	医療通訳システムの通訳派遣件数を増やします	1,279 件	1,500 件	県民生活部、健康福祉部、医療機関など
	7	タウンミーティングを開催します	(プラン策定のために開催)	年 3 回開催	県民生活部、多様な担い手
共生関係づくり	8	外国人コミュニティに出向いて意見交換を行います	未実施	年 2 回実施	県民生活部、外国人コミュニティなど
	9	外国人県民が自らの住む地域の魅力を発信する機会を設けます	未実施	3 地域実施	県民生活部、市町村、市町国際交流協会、外国人県民など
暮らす地域への支援	10	自治会などに多文化共生の地域づくりの情報提供などを行います	未実施	年 3 回実施	県民生活部、市町村、自治会、NPO など
	11	子ども向けに多文化共生理解出前講座を行います	未実施	年 3 回実施	県民生活部、小学校など

※「数値目標」は、実効性を高めるために、目安として設定したものであり、「基本目標」や「施策目標」の達成に向け、幅広く意見を伺いながら、必要な見直しを行っていきます。

### 3 プランの推進に向けて

#### (1) 多文化共生推進主体の役割の明確化

主 体	役 割
国	外国人施策の着実な実施、中長期的な外国人受入方針の策定、自治体に対する十分な財源措置などが望まれます。
愛知県	広域的な施策・先導的な取組の実施、外国人県民を含む様々な主体との連携・協働の推進、国への要望などを行います。
市町村	日常生活に関する行政サービスの向上、行政サービスや履行すべき義務などに関する情報提供の充実などが求められます。
愛知県国際交流協会	愛知県と連携して、市町国際交流協会や NPO などの団体への支援、外国人県民に対する情報提供などを行います。
市町国際交流協会	地域のニーズや課題を踏まえたきめ細かな取組の推進、様々な主体間のネットワーク化などが求められます。
NPO などの団体	各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的な機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動などが期待されます。また、外国人県民自らが設立した団体による地域活動への参加、主体的な活動の実施などが期待されます。
企業	外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、日本社会への適応を促進するための取組などが求められます。また、外国人労働者を雇用している責任を認識し、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。
県民	【日本人県民】外国の文化や生活習慣などの理解、外国人県民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流などが期待されます。 【外国人県民】日本語の習得、日本の文化や生活習慣の理解、地域活動への参加などが期待されます。また、外国人県民に対して日本の文化や制度などを伝えること、日本人県民に対して外国人の考え方などを伝えること、日本人と外国人・外国人同士をつなぐ役割などが期待されます。
大学	実態調査や施策立案などにおける行政・NPO などへの支援、学生による多文化共生に関する活動の促進、多文化共生分野で活躍できる人材の育成などが望まれます。
学校 (小・中学校、高等学校)	全ての児童生徒に対する多文化共生教育推進の場、日本人県民と外国人県民が出会う場所、多文化共生社会づくりの拠点、外国人児童生徒への学習支援や適切な進路指導などが望まれます。

## **(2) 多文化共生推進主体の連携・協働の強化**

多文化共生の課題は多岐にわたることから、関係部局との横断的な連携をより緊密に行うため「あいち多文化共生推進連絡会議」を開催します。また、外国人が多数居住している7県1市（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市）から成る「多文化共生推進協議会」において情報交換や要望活動などを行います。

## **(3) プランの進行管理と適切な見直し**

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者の委員からなる「あいち多文化共生推進会議」において評価を受け、その結果を毎年度公表するとともに、プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、プランの内容や数値目標について検証を行い、必要な見直しを行います。

## **(4) 実施状況の公表など**

県民に多文化共生の状況や多文化共生推進施策の実施状況などを明らかにするとともに、本県の取組をPRし、全国に広めていくため、「あいち多文化共生年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNSなどを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせていきます。